

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画(案)の概要

基本事項

◆計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 / 食品ロスの削減の推進に関する法律

◆計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

現状

◆現状(平成30年度)

【一般廃棄物】 ▶ 1人1日当たりの家庭系ごみ 524 g/人・日(前年度比0.6%増)

▶ 事業系ごみ 535千t(前年度比0.2%増)

▶ 1人1日当たりの最終処分量 34 g/人・日(前年度比8.1%減)

【産業廃棄物】 ▶ 最終処分量 159千t(前年度比5.4%減)

◆廃棄物処理に影響のある主な外部要因

- ・SDGs
- ・新しい生活様式
- ・少子高齢化
- ・災害の激甚化
- ・海洋プラスチック問題
- ・AI、IoTの進展

目標

◆目指すべき将来像:

県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現

◆第8次計画の目標と実績

項目	R2
	目標値
家庭系ごみ排出量(g/人日)	503
事業系一般廃棄物の排出量(千t)	488
一般廃棄物最終処分量(g/人日)	44
産業廃棄物最終処分量(千t)	175

◆第9次計画の目標

項目	H30	R7
	最新値	目標値
家庭系ごみ排出量(g/人日)	524	440
事業系一般廃棄物の排出量(千t)	535	451
一般廃棄物最終処分量(g/人日)	34	28
(新)一般廃棄物再生利用率(%)	23.9	33.6
産業廃棄物最終処分量(千t)	159	150
(新)食品ロス量(千t)	266	202*

*令和12年度目標(国の基本方針による)

施策体系

※太枠は重要課題

I 3Rの推進

リデュース・リユースの推進	ごみを減らすライフスタイル
	(新) 食品ロス対策 環境教育等を通じた3R行動
廃棄物の再生利用の推進	(新) プラスチックの持続可能な利用
	リサイクル法によるごみの再資源化
	(一部新) 彩の国資源循環工場を拠点としたリサイクル
	セメント原料化による再資源化
	農山村バイオマスの利活用
廃棄物エネルギー等の有効活用	リサイクル製品の認定
	(一部新) 下水汚泥の持つエネルギーの活用
	(一部新) 廃棄物処理施設への発電設備等の導入による熱回収 産業廃棄物処理におけるエネルギーの有効利用
県による率先行動	グリーン購入
	エコオフィス化
	環境に配慮した公共事業

III 災害発生時等のレジリエンス強化

災害廃棄物への対応力強化	(一部新) 災害廃棄物処理計画、BCPの策定
	(一部新) 関係団体・事業者との連携強化
	(新) 産廃施設を活用した災害廃棄物の円滑な処理
	廃棄物処理施設の強靱化
	(新) 廃棄物処理施設による地域レジリエンス強化

II 廃棄物の適正処理

廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導	(一部新) 排出事業者への指導強化
	廃棄物処理業者等への適正処理の指導
	(一部新) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設への立入指導等
	し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等
	産業廃棄物に関する審査の適正な審査 産業廃棄物処理施設の適正な施設整備
不法投棄防止対策等の徹底	不法投棄防止の未然防止、早期発見、早期対応
	廃棄物運搬車両の路上検査
有害廃棄物等の適正処理	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理
	アスベスト廃棄物の適正処理
	(一部新) 家庭から排出される処理困難廃棄物の適正処理
安全・安心な最終処分場の運営・研究	安全・安心な県営最終処分場の運営
	安全・安心な最終処分場の効率的な運営に資する研究

IV 持続可能な循環型社会の推進

市町村の取組による推進	ごみ処理の広域化
	ごみ処理会計制度の導入、ごみ処理の有料化
	(一部新) ふれあい収集、戸別収集、集団回収 計画的な処理施設の更新
事業者の取組による推進	(一部新) 廃棄物業界のイメージアップ、人材育成
	(一部新) AI、IoTを活用した人材不足解消
	(一部新) 廃棄物処理業界の稼ぐ力の向上
	(一部新) 感染症対策